

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年3月12日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000447 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2000134 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 30 年 1 月 1 日から平成 29 年 10 月 1 日に訂正し、同年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を上記 1 の訂正後の取得年月日 (平成 29 年 10 月 1 日) から平成 29 年 9 月 1 日に訂正し、同年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

平成 29 年 9 月から同年 12 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額 (上記 1 の訂正後の標準報酬月額 (平成 29 年 10 月から同年 12 月までは 18 万円) を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 社における平成 30 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年 1 月から同年 5 月までの標準報酬月額については 18 万円から 20 万円とする。

平成 30 年 1 月から同年 5 月までの訂正後の標準報酬月額 (訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求者の A 社における平成 30 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 18 万円から 20 万円とする。

平成 30 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成4年生  
住所 :

## 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年9月1日から平成30年1月1日まで  
② 平成30年1月1日から同年9月1日まで

A社の請求期間①に係る厚生年金保険の加入記録がない。また、請求期間②に係る標準報酬月額が実際に支給されていた給料より低く記録されている。給与支給明細表を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①及び請求期間②のうち平成30年1月1日から同年6月1日までの期間については、年金事務所が訂正請求を受け付けた日（令和2年7月6日、以下「訂正請求日」という。）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき認定することとなる。

請求者及びA社の事業主から提出された給与支給明細表（以下「給与支給明細表」という。）、同社から提出された出勤簿並びに事業主の回答により、請求者が、同社に平成29年9月1日から継続して勤務し、同年10月1日から平成30年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主から届出されるべき報酬月額が確認できる場合は当該報酬月額に基づく標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における平成29年10月から同年12月までの標準報酬月額については、給与支給明細表で確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年10月から同年12月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年10月1日から平成30年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、給与支給明細表により、請求期間①のうち平成29年9月1日から同年10月1日までの期間については、請求者は厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認でき、また、請求期間②のうち平成30年1月1日から同年6月1日までの期間については、給与支給

明細表により、標準報酬月額 18 万円に基づく厚生年金保険料の控除が確認できるものの、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法に基づく記録の訂正は認められない。

- 2 請求期間①及び請求期間②のうち平成 30 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、給与支給明細表及び日本年金機構の回答から判断すると、事業主から届出されるべき請求者に係る当該期間の標準報酬月額は、20 万円であると認められる。

したがって、請求者の A 社における平成 29 年 9 月から平成 30 年 5 月までの標準報酬月額を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 29 年 9 月から同年 12 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額（平成 29 年 10 月から同年 12 月までは 18 万円）を除く。）及び平成 30 年 1 月から同年 5 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額（18 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②のうち平成 30 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、厚生年金保険法に基づき認定することとなるところ、給与支給明細表及び日本年金機構の回答から判断すると、請求者の当該期間に係る事業主から届出されるべき報酬月額は 20 万円であると認められる。

したがって、請求者の A 社における平成 30 年 6 月から同年 8 月までの期間に係る標準報酬月額を 20 万円に訂正することが必要である。